

4—56

1

寛政九年巳十月出府諸事控

2 (白紙)

3

一 庄左衛門様より中村伴治殿方<sup>江</sup>少御聞取之筋

一 後藤七左衛門より鳥取御老役様方<sup>江</sup>内願之筋執成之事

一 山内平四郎様より鷺見喜三郎様御状并車海老差添

一 申事付タリ、岡野六蔵様へ平四郎様御状之事

一 吉祥院様より杵村源左衛門様へ厚御挨拶之事并鳥取

御老役様<sup>江</sup>御挨拶之事、但<sup>杵村迄へ</sup>書状一通の袋付ク

一 山内右平太様より御頼被成候染物之事、尤染色手本

有之右木綿受取申候事、外<sup>ニ</sup>町鼻紙<sup>巻</sup>

代拾式匁位之所杵原紙極上之分五帖

4

一 塩見幸七殿より権之丞様御内野嶋久兵衛殿方へ書状一通

一 後藤彦三郎より●五郎右衛門様●市右衛門様●草野様并深沢長右衛門殿

方へ之書状<sup>々</sup>四通・肴包三ツ、丸印ノ分、外<sup>ニ</sup>金野九兵衛方へ書状

一 伊藤甚兵衛様より市右衛門様<sup>江</sup>大封箱一通下封箱一通

岡本利右衛門様<sup>江</sup>之分大封箱一ツ草野之大曲もの一ツ雨紙包也

外<sup>ニ</sup>寺島金左衛門様へ御状一通 吉岡十兵衛殿へ一通

一 小林新兵衛殿より武田藤四郎殿へ書状一通

5

一 青屋木綿 一反 牛尾五郎右衛門様<sup>江</sup>

くりわた 二袋

車海老 三十

一 右同断 牛尾金右衛門様<sup>江</sup>

一 帯一筋 東市右衛門様<sup>江</sup>

一 木綿一反

車海老 三十

のり 一包

一 くりわた 三百目 寺嶋金左衛門様<sup>江</sup>

海老 三十

一 くりわた 式百目御返し 草野所右衛門様<sup>江</sup>

海老 三十 其後たら式本差出ス

代三匁五分ニ付

一 くりわたた式百目

海老 三十 たら壺本差出ス

岡本利右衛門様江

代式匁五分

6

三本入扇子

一 くりわたた三百目

海老 三十

のり 一包

赤貝少し

杵村源左衛門様江

一 くりわたた 三百目

海老 三十

一 くりわたた 式百目

海老 三十

一 壺包式匁

上村惣右衛門様江

一 くりわたた百五十匁

一 くりわたた百五十匁

牛尾御内 秋鹿小傳殿

牛尾小頭 小山藤兵衛殿

東小頭 武田藤四郎殿

7

一 くりわたた同断

洗海苔

頭功寺江

一 車海老三十

扇子・赤貝少し

三本入 のり

井上八郎右衛門方へ

谷藤間様

御郡代御元江 太田権右衛門様

御勘定頭 野間丈七様

町御奉行 木村治郎左衛門様

御国座方 深沢長右衛門殿

太田御家臣 杵山惣左衛門殿

8 (白紙)

9

八日

一 佐源太様より市右衛門様へ御伝言之趣両品市右衛門様御身分  
之御事并岡本利右衛門より内用之事

右之通鳥取へ到着之翌八日昼後市右衛門様へ掛御目先ツ

佐源太様より御伝言之趣申上候處一々御承知被成候、尤利右衛門様へ  
猶又御聞合被成度被仰候事、これも大方佐源太様式番を御取被成候

頼母志之分と被仰候事

八日

一 右平太様より寺嶋様へ御状一通、東様へ一通・河崎笹右衛門様へ一通、三通共ニ早速為持相届候事

十一日

一 青砥團右衛門殿より寺嶋様へ之書状は直ニ為持遣ス事

十二日

一 右平太様より御頼之品早速塩屋上村屋より取寄見合候而則

直段付等相認め蠟座飛脚林蔵ニ而私宅へ迄相廻也

但 旅夜着ふとん駕籠ふとん  
祝義模様打懸着物也

外ニ 町鼻紙巻、杵原五帖是も林蔵ニ相渡

代銀 十式匁と

七匁式分五厘、十九匁式分五りん

10

一 米五より相頼候趣深沢氏へ致対面候而先達而後彦帰宅之節

御伝言有之候処齟齬飛脚差出候ニ付少し伝言之意味を押し

申義ニ相当之間宜及挨拶呉候之事

一 弥七より高田源右衛門殿へ出逢候ハ、宜及挨拶呉候様相頼之事

七日昼後差出ス

一 庄左衛門様より五郎右衛門様へ御用書一通、尤御三人様当ニ者候へ共内々出府之事故わさと御老名之由候被仰聞候事、到着早々差出候事

11

七日

一 米子町明ケ六ツ時ニ出立、昼九ツ時ニ御来屋倉吉屋方へ迄致

至着、昼飯たへ申候事、尤御郡代太田権右衛門様此度御近在被成候ニ付

只今彼地へ御至着と相聞候、見合御通過被成候而私も相立、尤途中なるも一寸掛

御目申度候処御通道之御役人衆御引添、且又つくく相考候処元来内々出府

彼是いかゝ存候而不能其儀扱何事も御郡代御元、懸り之願之処有之

御留主へ出府無便様ニ存ながらも跡へかへるへき様も無之、赤崎へ迄急ニ

罷越伊藤屋方一宿之、扱夜半後早々出立、由良ニ而夜明ケ青屋へ七ツ前至着

木綿共相調、翌朝七ツ立鳥取江昼後早々至着、ふく松屋方へ止宿之事

夫より直ニ音物等取とゝのへ并届ケ物等シ人頼いたし先々江相送申候事、右ニ付

即刻御下屋敷江罷越候處、牛尾五郎右衛門様ハ御病氣、金右衛門様ハ御留主之よし

東様も此間御風邪之由ニ而又今夕罷出候共御逢難被成候由取次より被申候間

一通取次ニて及挨拶罷帰候事

八日朝

一 牛尾五郎右衛門様へ罷出候處御病氣、金右衛門様ハ少し御差合有之、又罷出候様御口上候ハ、東様へ罷出候得共夕方罷出呉候様被仰、又旅宿帰申也  
八日昼過

一 寺嶋様へ昼後早々罷出候處御逢被成、此度出府之趣申上候処  
段々御懇意之筋随分御世話被下候趣被仰聞候事

12

八日昼後

一 夕飯後早々東様罷出候處少し御氣分宜候得共未御本復不被成候間  
何角用向ハ追々御聞被成度今日者先ツ一通御逢被下候由御取次之衆  
被申ルニ付幾重奉畏申候間御逢被成候、一通御挨拶申上候處先ツ  
有増御聞被下候、夫より佐源太様より御伝言之趣申上候得者能御承知被成追々  
佐源太様可被仰遣候由被仰候事、何角追々申承度之御懇意被仰聞候事

九日

一 朝之間者別之袖控之文作ニ取懸相認め申内早昼後ニ相成候間

即刻出勤先ツ五郎右衛門様へ御伺申上候處尔今御勝不被成、又金右衛門様ハ

□生江御出被成候由ニ而御留主、尤又一兩日之内罷出可然砌ニ者御しらせ

被下候よし、夫より東様へ罷出候處何角用向有之候間御逢被成

度被思召候得共、急御用向明日昼後早々罷出候様被仰候事

同日

一 上村惣右衛門様へ罷出候處早速被成御逢、何角長咄いたし候、夫より岡本様へ

罷出候處御逢被下候、彼是米子之模様具ニ御尋被成候ほとくゝに

請申上候、且又袖控一通掛御目置候而杵村様へ罷出候處源左衛門様ハ

御留主ニ而喜内様へ掛御目寛々物語仕罷帰候事

13

同日

一 頭功寺江罷出候處和尚在寺にて寛々物語内々旅宿之訳ケも

相頼置罷帰候事袖控両通入御覽候事、井上八郎右衛門方へ致持参候

所役用にて宿ニ居不申候事

同日

一 草野様牛九様へ御伺申上候處御兩人様共ニ御病氣にて御逢不成、又

近之内立寄呉候様被仰候事

十日

一 市右衛門様昨日被仰之通罷出候處、御台所へ直々罷通候様と

被仰候、直御居間之内へ御通被成段々御懇意扱御縁段

之事咄出候處荒々御聞被成先ツ私事を承度候被仰

候間此義御聞被遣候様申上候得共夫者追而と被仰候間無扱内願

之筋いか様共とかく御賢慮次第と申上候得者御内意之□粗  
被仰聞余り長座ハ御機嫌ニ障候様相考候間又明日と  
申上旅宿へ帰候事

付タリ、夫より願書認メ置申意味ニ相成候間  
旅宿へ帰認メ懸候得共一向執筆ニ相叶不申候聊気分  
不宜ニ付段々鳥取年寄役之書役致候者へ頼度  
と□□へ申遣候得共藤右衛門参候而申聞候者当所  
御用之外一向相勤不申候間外へ相頼可然候ニ付近所  
願書相認メ申者有之、是を頼度申候處明朝之受込候事

14

十一日

一 漸朝飯後迄ニ願書相調いやはや不大形氣をせり誠以此度  
大村屋理助同道致候ハ、か様成義ハ無之哉と兼而之こと相考へ  
右之願夫より東様へ致持参候處御家内殊之外御多用ニテ  
先通過成ル事無候ハ、之取次ニテ右之願書へ差出候様とて  
被仰差出候處至極是ニ而宜敷と被仰候事、依之又々  
藤四郎殿を以明日者日柄不宜候間明後日御伺ニ罷出申度と  
御伺申上候處明後日者御休日故随分罷出申様被仰候事

同日

一 五郎右衛門様へ罷出候處五郎右衛門様ハ未御勝不被成九郎右衛門様御逢被遣  
何角之御挨拶申上候處御吞込被遣御懇意ニ預候事  
付タリ市右衛門様へ者いまた不申上候得共後七難洪之  
次第委細申上、猶又内々頼之筋も申上候處尤成  
難洪候と被仰私も安心致し、右之通市右衛門様へも  
申上遣し度ものニ存候事

同日

一 九郎右衛門様・所右衛門様へ罷出候處御□□共々御逢被成扱々四方山之咄  
相済私身分之逐一申上候處、頼之筋一々尤成ルことと  
被仰就中草様御承知被下御兩人様共格別御懇意候事

15

十一日

一 蠟座飛脚林蔵明日罷帰候様申ニ付夫日直ニ書状ニ認かゝり  
漸日暮相渡候事

十一日

一 当日者不成就日ニ而御役所廻江茂難出勤仕ニ付井上氏江  
致推参候而下手碁之中入相加私も同し下碁成ルれ

ともいつ国ニても上手は多無之候哉、扱集ほとなく大勢  
打寄中にせめて私位のものも有之候哉与あれこれに  
出合候得共いつれも私に四五六ツ位候得共最早した□た  
とこゝわほろにん坊之様成顔も一生之中にいたして  
見たく兼而の懇望候、是之時に至来とおもへとさすか  
おそろしくいやまつ少し者慎ミとおひなをして  
八蔵や重悦なんとか米子碁を笑ふよふなル思つきて  
さも上手けなふりすれ者連中あきれた顔をして  
いかさまくゝ気かとかぬなるといへ者我か者度々は二階  
町より大工町立かわ辺へもとくくよふと覺て見れハさても  
あのさつかむかしを以□も此としやんし思へはすくニ  
夢と見て鹿野海道に積ル雪の中ふり分候て帰るさの  
こゝろ潮本町の宿にもどりて赤面す、灯くらき風情也

16

十二日

- 一 東様江御伺罷出候處米子御用事ニ殊外御取込被成候間今日  
七ツ時ニ罷出候様被仰聞候ニ付たもとに入置候少しのくわし  
箱共ニ御上臈様へ進上申罷帰候事

同日

- 一 寺嶋様へ罷出候處御逢被成四方山之御咄し終て、扱此間  
之書付御上屋敷ニて御老役様方岡本様杯へ及評儀候處も  
至極結構成と存付何も差障者無之趣候間相渡候様ニ与  
思召、猶又何角御尋被成候ニ付具ニ申上候也  
付タリ三郡願并別書付等之控  
掛御目、則書付御預置被成候事、且又  
近夕之内打寄候間罷出碁を打候様  
被仰聞候事

十三日

- 一 七ツ過時分東様江御伺申上候處御居間へ御通被成候ニ付  
彼是伊藤様より御伝之趣并縁段之次第御同意御伺申上  
猶又愚意も粗申上候處追々世話ニも相成たく被仰候御事  
扱段々御馳走被仰付御酒共たへすこし帰かけに  
井上方へ立寄碁共いたし旅宿へ帰候事、市右衛門様より

17

- 一 夜分ニ皆々罷越候様御懇意ニ被仰聞候事  
至着早々よりかい子の事を御老役様方御用達御両家様

寺嶋様ニも袖控を以委細申上候處殿方様ニも右之趣向  
無此上上下下之為ニも相成候事、幾重相濟候様被成遣度  
思召之御事、尤私出府之節早庄左衛門様へ差上置候、袖控  
直ニ御同役様の方へ御廻被成候哉、未私より不申上内ニ御沙汰有之  
致安心候事

付タリ此蚕そたて候様之義者先達而逐一聞納

之事ニ候得共猶又念之上ニ者念を入申候事

大望之專一ニ候間先ツ但馬国江罷越所々

ニおいて委く承合申度依之其品相伺候處

至而尤成ル事と被仰市右衛門様ハ前々何そ

入用之品も有之候ハ、可申様被仰聞候事

右之趣ニ候處出立之節第一駕籠之事故

入用無之様存候得共ケ様旅行候趣之處、殊之外

差支迷惑之品左之通

みのさり少々引きやわん大小引はた頭巾すかけ合羽

市右衛門様より少々引きやそんな等ハ有之由被仰聞候共井上より御借用仕ル

不足之ものハ新拵候事

18

十四日

一 朝東様へ昨日御馳走之御礼ニ罷出申候事、夫より明朝但州江

罷越申度何角之支度誠旅之用意者一向改懸無之

彼是取調もの少し物入有之候事

一 鳥取朝六ツ時出立大ニ雨霰降難儀、夫より濱坂と申所より

高浜へ登、夫を下れハ一のし乃濱、是を三里の濱といふ、大時雨

を凌ぎ漸細川と申所着茶屋ニて休ミ、扱七山と申候而半

里ほとの小石ニ大石まじりの坂を越、浜ノ大谷其次に岩本村之

御蔵所貢をはこふ牛馬者川辺やま路ニ引続、田尻浦富

横ニ見て行し小路に十四五之男来たり候、其道より近き

野道を引連んといふもやさしきの神か仏と頼ミしに者行先

の丸木落て流ほとなれは疇も駄道も一面の水底となり道引

当惑して気毒げなる顔見「はらか立やらおかしひやら

おもひ過したほんざうも同じ風情とおもひやり、却而不便

哀也、しかし跡へももとられず、すねより高き水のもゝも

濡ニてや、ひらの村へ漸着て其道引に別路の互の挨拶まち〳〵ニ

19

になうて待たる野の人に道を問ふてそいそきける、夫より半里ほと

行賤か家に立寄弁当をたへ候處亭主より相尋候儀者いつ方江罷越  
□候や□□間但州罷越もの也、但州ニテハとこらほと至候哉と  
押而相尋候間、いつ方と申相極候ともなく相尋人有之候、尤但州  
之内ニ而蚕を多そたて候方有之よし、其所ニ私尋度もの居  
申由其かいこを飼申所ハ何と申方ニテ候哉と相尋候處、但州ハ  
一統尤二形郡千谷より竹田辺迄も多飼申候、并養郡也も随分  
そたて申候、承之岩井村へ罷越候處此所温泉有テ、則  
津田様御館内不残被遊御入湯候ニ付鳥取より御家中方御見廻候見て  
岩井村を西風東風被致候事、扱私義直ニ但州へ罷越度存候  
之所殊之外草臥一向歩行難相成、依之致入湯候處弥以  
つかれ候ニ付吉田屋と申者方へ一宿翌朝出立之積ニ候處一寸茂  
足引レテ無扱宿駕籠ニ乘千谷へ迄罷越候事わつか式里半之  
所ニ候得共大難所、因州と但州之国境、則かもふ峠と  
申候而不輕高山之峯を越申事、既猪之足跡共有之千谷村へ者  
四ツ時分ニ至着、田村惣左衛門と申者之宅ニ而昼飯たべ、扱家之廻共見  
候處斜之家に桑の木有ルこと数十本有之元より惣左衛門夫婦ともニ  
至而亭心之もの共と相見、是全此者へ迄相尋可然と仏神之  
御あたへと難有奉存候、先ツ茶扱出し小供銀札沓ヲ遣候處

惣左衛門夫婦大ニ歎申事無限、夫より亭主へ申聞候義私義者  
伯耆之者於此辺之様子具ニ承度義有之ニ付罷越候間何卒  
被申聞候様及厚挨拶候處隨身之御用向なら者可承と申候ニ付  
余之儀ならず、当国者蚕を一円かわれ候よし伯州辺ニ者不飼候間  
此已後伯州ニ而もそたてさせ申度候間養育之致候様具物語  
承度は迄罷越候と申入候處、夫者安き御事、当所ニテ  
も私共者余人と違是而已半持候て者少し夏子共を飼候間  
随分私より御伝受可申と申候、且右之趣不申入内ニ鳥取より  
同道之者右惣左衛門と心安き様子ニ此者へ内通して随分具ニ  
申聞候間急度及謝礼可申間□宜頼入と申候處是も  
能吞込申聞候趣入念候而物語、則別紙之通一々申聞候事、夫より  
桑の木数百本有之候山畑之中へ入込、尤道深く登かたうき  
所なれ共惣左衛門道引候間大さんの谷合又者高き山畑等  
一面桑の大木小木いくらとも不知有之其下ニ者からえた多く  
植置又大根麦等植付て有之候、二三ヶ村之山中を雪踏分て  
連廻候間漸及日暮候、明日者同州養郡辺江立越



見申度物語いたし候處、惣左衛門夫婦より申聞候義者

21

かい子のことニ付候而他所へ御出候義ニ候ハ、必見合可然候  
何方罷越相尋候共是より大荒めに御座候共此外具ニ物語仕  
わけ者無之候、最早一日とも不被申追々之山中格別之難儀ハ

有之候間幾重ニも相止可然様申ニ付養郡へ入込候、相止り候事

此所の桑の木数百本見廻ルうちに桑たけ大分

はへ居申候得共年もの無之慚小柄ニて少しけつり

取申事

一 此村ニ大家有り、西谷半兵衛と申長家門庭者西国一ツとは

申度候得共、京都より此辺迄ニケ様作者無之よし承候間

彼ノ西谷方参及挨拶一見いたし候事、いかにも尤面白

大様成ル模様後者大成ル山林庭一面ニ清水流出てル

太閤の御代より此屋敷御免地也と申聞セ候、尤近年及

衰微居申体也

一 右惣左衛門方へ止宿之ことなれとも扱夫婦共ニ何そかなと地走も

いたし度体ニ相見へ申事、勿論極山中のこと何も差知候

ふつゝかのこと惣左衛門女房鍋の口て何やたき申候うちニおまへ様ハ

22

すりましてもよろしく哉与相尋候間、何にても宜敷と申候處

囲炉りのはたへ膳を出候處汁平皿猪口等取揃候者宜敷

候處食椀ニおはぎわりて出しニ□げつゝりいたし

是も合点弁当ニ喰殘候而食をおさへにたへたりけり、何を

たへても用向さへ調候得者いかほどの料理よりも嬉しく候

いろりのはたにてぬくもりて床を取呉候様申候處奥の

間へ致案内候而洗濯夜具小さき薄ものを取出素是指

知<sup>【註】</sup>たことしおもへと寒谷の難儀者櫛の一冬とおもひ

■□とく時雨来て寒弥増其上燈も消候ことなれ者

察もせて聞候鶴声窓に者薄き雪あかりほのく明に

鳴からず声を相づに起あかりまだ横雲の峯よりも

流出たる山水を結ひて旭の出拝ミけり

十六日

一 同朝六ツ時に惣左衛門宅出立、尤ねんころに申聞既遠き方へ者

行かゝりしを偏惣左衛門か□□故何も委く承候事なれハ  
謝礼のミして出懸てかもふ峠へ登かけ候処また早朝  
のことなればきのふわるミち一円に水りなりてなまなかに  
歩行あしくおもふうちに早<sub>レ</sub>坂口になりけれハ杖もとまらて  
すへるやう一足宛の用心に寒さわすれ大汗に成て漸

23

峠へ登榎の本て休ふて下り坂こそおもしろしと思ふ相違ひ  
大難儀又々大汗流行岩間の水にまさりけり、扱塩谷といふ所に  
て大成猪取て骨と皮残るかりとにむらからす雪を染たる  
風情也、夫よりほとなくかもふ村<sub>江</sub>下り少し休みて帰るたに道別レ  
をもしら地村越てわか身をいらい村いふて三度温泉ニ入て時は  
漸四ツ時になるかならぬか日も高し一里や二里<sub>者</sub>暮るとも五里  
ほどありし鳥取へ急て帰るける、高山村道筋<sub>者</sub>牛馬の踏し  
あくた路に時雨かゝりて突中のつくか如くに風強馬さへつらを  
ふり向けてさくり足てはねあかるほとにわらじも重たくて  
また其上一里ほと山辺を廻岩本へ大廻りして行先もしらぬ

家<sub>(山根)</sub> ■近故と思ひ出し降り来ル雨や霰になを増る大きな泪はらくと

浜のまさこも濡かゝる袖もたももしほりて<sub>者</sub>杖にすかりて  
なくく小浜の大谷といふ村名をもなつかしきゆへ賤か家立寄て  
食をたべく行先をとへ<sub>者</sub>大方三里余と聞て七山石からの  
坂へ踏込<sub>も</sub>恐しき<sub>中</sub>其石から坂中をせまくら打て白浪の立ぬ  
計有様ハ何之因果に此山を通ル我身のこゝろもきも細川  
村へ漸着て駕籠の有之ものも知らばこえ足こそ痛む板橋  
を越して岩戸の浦に鰯引数艘の舟の網の綱引もおもしろき  
見物ニ成ルもならぬも旅なればと見やりせず

24

一足も早く帰らんく<sub>と</sub>わらちも足袋もぬき捨てまさこの浜を壱里  
半磯の千鳥の足跡をかそふるよふな足なれハ片手杖をつきな  
から片手<sub>者</sub>家来引レ行世人の見る目もはつかしく難儀の  
上のなんきとハ又壱里余の高浜迄下りて登る其山の数  
重て鳥取の御城の山<sub>者</sub>見へなからこゝろせはしく成ル  
ゆへか只一足も行かれねと往来の人も顔しらすわか顔ふりを  
哀とも思わぬ体のくせとして跡見かへして笑ひ草せめ  
一目も知り人あらず言葉之はしにたになさけをかけてくれんとて  
浦人をうらみてかこつ声をもかれの原漸越して濱坂の小家ニ

休<sup>(註)</sup> ■□うちはや日もくれないの雲間より星の光りも二ツ三ツ

みぞめし空もかき曇る跡追かけて来ル雨の音すさまじき  
浜風の岩打浪の中に鳴千鳥の声も我身の難儀おもへは  
いとゝあわれ也、まくらやとに鳴神の音<sup>者</sup>さほとに  
おもわねとつらき涙の男なき是も浮世の有様とおもひ  
まわせと丸山とこゝろも成りて湯所へたとり付たる  
うれしさも川とのミち石からになひくと也、猶ミち遠く  
石黒の後の丁をめぐる ■□ぞふえんなれすル□もの屋敷  
のそばへて鹿の海道出るそ深雪の峠けさ越しと  
ことをつくおもひ出夢に知らせこの難儀送るこゝろも

25

本町となりてうれしく旅宿帰りことはもそゝろ泪  
くミわらちもとかりてはいあかりミれハ忽大熱ニ相成もの<sup>茂</sup>  
くわれぬ難儀さよ前衛扱翌朝とふと下屋敷迄も伺ニ罷出  
□度存候處中々老所ニて是なく両足共大ニはれ上り  
座敷うちをも不歩行蚕之一巻東様へ為持遣候處  
随分致休足罷出候様御懇意ニ被仰遣候得共何角様子  
承度翌夕杖ニすかり御伺罷出候處、御留主ゆへ帰候事、尤  
廿日<sup>二著</sup>大分足の痛宜て、夕飯後早々東様罷出候處  
御逢被遣何角具ニ御上意之趣共も被仰聞難有  
次第、猶此上なからと奉願上所帰かけニ牛尾様へ御伺  
申上候處指懸候御用向ニ取紛断申間又近日之内ニ御逢ひ  
可被遣之旨被仰候事、夫より金左衛門様罷出御逢被成候<sup>而</sup>  
寛々何角御伺申上候處蚕之事□も御聞合被成候事

廿日

一 市右衛門様今日被仰候者急ニ米子へ慥成ル便共<sup>者</sup>無之哉と御尋被成  
候間何様聞合可申上様御返答申上四十日□相尋候得共老人も  
無之、尤私も用向有之候間家来指返し申度候間御用向之趣  
次第何時成共出立為仕度之段使を以申上候處明日返事之趣

26

廿日  
一 今朝出立原村之飛脚<sup>江著</sup>いわ屋弥右衛門方迄ニ届ケ状相渡ス  
廿一日  
一 二本木村之訴少々申上罷帰候ニ付宿許へ之書状相頼則状賃差添候  
廿日

一 金左衛門様罷出何角具申上置候事、且又蚕之書付一冊差出し置罷帰候事

廿一日

一 市右衛門様御伺罷出候處寺方大分御客来と相見候間罷帰尤藤四郎殿へ飛脚之事相尋候處御用書追而為持被之遣候様子承急罷帰候而家来出立之用意為致候事

同日

一 五郎右衛門様へ罷出候處御逢候ニ付厚御挨拶申上、尚五郎右衛門様よりも御懇意御上向之次第共具ニ被仰聞候四方山之咄相濟又蚕之事を御尋候ニ付、則一冊差上置申候事

付り七左衛門極難之筋一々申上内々七左衛門頼之筋も申上置候事、金左衛門様へ右之趣先達而申上候事

一 都而此度之御内意者日記ニ難書戴候間筆略致置也

廿二日

一 今朝六ツ時ニ家来菊次郎米子指返ス、尤五郎右衛門様市右衛門様より米子御同役様方へ御用書数々被仰付米子へ相廻ス、外ニわけものも有り、蚕飼様聞書一冊庄左衛門様へ相廻ス

27

廿二日

一 今日者若殿様勝見より御湯涌被遊候由御道筋へ罷出拝見仕候處賑々敷御事

同日夕

一 杵村様へ罷出候處段々御馳走被仰付及深更罷帰候、尤吉福屋御頼之趣先夕喜内様へ迄申上置候得共、猶又御隠居様へ及挨拶候處具ニ御物語之趣ニ而者 彼是御面倒成ル事也

廿三日

一 市右衛門様罷出候處明日夕飯後ニ罷出候様客来ニ付寺嶋様へ罷出候處是も御客来ニ付明後日朝飯後ニ罷出候様、草野様へ罷出候處御逢被成何角寛々申上候事、万端御承知被成遣候て頭功寺岡本様へ御返し申候處頭功寺も留主岡本様へ御番ニ御上屋敷へ御出被成候よし

同日

一 庄左衛門様より御尋之筋有之ニ付中村伴治殿方へ罷出候處今日者若旦那様川下の御下屋敷江御出被遊候ニ付御供ニ而留主之よし又罷出候處諸鳥之放し飼之仕様具ニ承候事

廿四日

一 岡本様へ罷出候處御逢被成何角物語万々御頼申上候處能御請

込被遣候、則袖控等数々差出置罷帰候事、猶又蚕之飼様  
聞書相廻候様被仰聞候事

28

同日

一 市右衛門様へ罷出候處早返答候間取次之衆へ一向明日ニ而も参上可仕哉与  
申上候處罷越もの有之相待居申候得共一寸掛御目申度被仰候間控居  
間へ罷出彼是さつと申上又明日八ツ時ニ罷出候様被仰候事

廿五日

一 金左衛門様へ御伺申上候處御逢被遣候間書付一通差上置候  
拝借手形も差上置候事、夫より頭功寺へ見舞候也

同日

一 昨日草野所左衛門様より御菓子被遣候間右御礼ニ罷出候處少し御持  
被成尤急成用向有之候ハ、御逢被遣度此段断取次ニ而  
又書付一通差出置候事

同日

一 五郎右衛門様も寒ニ而御逢被下かたく依之御取次ニ而幸たけ  
少し差上候、又一兩日之内罷出候様被仰候事

同日

一 市右衛門様へ罷出候處又段々御馳走被仰付其上口御心附被下由  
御上様江何卒御菓子ニ而も差上置罷帰可然様御賢慮依之  
八郎右衛門を相頼宝来屋江羊甘ニ棹折入ニして献上仕代甘奴也、尤是ハ  
岡本様を御頼申上差上ル様被仰聞候事、利右衛門様者具  
市右衛門様より御頼被遣候筈候、依之羊羹持参候事

29

廿六日

一 鷲見権之丞様御留主御伺ニ罷出候處座敷御子息様御出御逢被成、又  
六蔵様も御逢被成此間音物御礼被仰之御隠居様よりも御家臣衆を以  
御挨拶殿方へも常吉事厚御挨拶申上候、猶又先達而六蔵様より御取替配  
金子一兩返上候事、且又常吉無據入用之筋者少々御取替被遣者御帰国  
之上早々返上仕候と申上候處六蔵様より其由江戸表江被仰遣

可被下候由御受込之事、付タリ藤兵衛助右衛門へ宜敷様ニと御伝言之事

同日

一 太田様御留主見廻ニ罷出候處御家臣御出逢ニ付身分難渋之事一々  
申上候處、尤成御事と被仰、猶又宜敷様御儀早々申上遣し度候、受込  
被申厚一礼申入罷帰候事

同日

一 乾様御内大寫田川両家致推参候處庄太夫殿<sup>ニ</sup>者掛御目大寫ハ  
不存之趣又近日之内取寄呉候様被申候事

同日

一 羊羹出来井上方へ迄宝来屋七郎次より持参<sup>ニ</sup>付直<sup>ニ</sup>岡本様へ迄右之献上致持参  
宜敷御取計被遣候様御頼申上候處御受込被遣候事、且亦其節内々  
御上意之趣共御咄被遣難有仕合奉存候事、其上米子綿<sup>ベリ</sup>合之事  
極御咄承候間罷出同苗共へ申聞置候事、鉄之事御尋被遣御<sup>□□</sup>意  
申上置候事

30

廿六日

一 東様へ罷出候<sup>而</sup>右献上之次第具<sup>ニ</sup>申上置候、其節市右衛門様より被仰候<sup>者</sup>  
先達<sup>而</sup>内々佐源太様より私<sup>江</sup>御伝言之趣<sup>ニ</sup>付猶私より内々取計  
之筋被仰聞受込置候申事、帰宅早々佐源太様へ申上候所

同日

一 同日夕四ツ時<sup>ニ</sup>金左衛門様より呼被遣即刻罷出候處、此度<sup>ニ</sup>郡願候筋  
至極尤成事、随分御評議被成遣度御上意候得共当時御郡代  
御留主事<sup>ニ</sup>而相濟不申候間御帰国之上追々御談し可被遣候旨、且又  
当暮上納闕年願之儀無余儀次第<sup>ニ</sup>候間宜御承知被遣候得共  
是又御元<sup>レ</sup>懸り候事、御留主<sup>ニ</sup>而所詮難相濟候間長逗留不益之  
至何も追々御評儀被仰付候間申渡候様被仰出候間左様相  
心得居申候様、尤蚕之儀<sup>者</sup>罷帰早々表向書附差出候様直  
御聞届被仰付可被下候之旨被仰渡候事、依之いか様共宜敷  
此上之御慈悲偏奉願上候、且又蚕之段<sup>者</sup>片時も早々帰宅仕候上<sup>ニ</sup>而  
御役所具可申上候と御談申上候事  
一 市右衛門様より猶又御内分被仰聞候付、又々書付相認メ直し今度ハ  
両通差上置申事

31

廿七日

一 昨日金左衛門様右之趣被仰渡候上<sup>者</sup>手廻仕度候處、昨日右平太様より  
御調もの之義被仰下、今日<sup>者</sup>其事而已<sup>ニ</sup>終日出勤不仕候由  
たねもの取寄相談候事  
同日

△ 林彦助様より佐源太様へ送被成候鐘有之處相廻かね候間此度  
取帰呉候様被仰遣候間即刻金左衛門様罷出、尤御法事<sup>ニ</sup>而御留主  
御取次へ申入置候事

廿八日夕

一 寺嶋様へ罷出候處銀札三百目御貸被成候事并預御音物候御礼  
同日

一 江崎焼餅屋裏ノ丁深沢長右衛門殿方へ罷出候處留主之由<sup>ニ而</sup>  
罷帰候事

廿九日

一 右深沢氏へ早朝罷出候處宿<sup>ニ</sup>被居候間米五揆搦之趣具

申入候處御念入候事と被申候、且又身分揆搦いたし候處

承知之趣猶々物語之次<sup>ニ</sup>竹寫一卷之一冊并家筋

之訳さつと書付<sup>ニ而</sup>も承置候由被申候間竹寫一式<sup>ニ</sup>

旧記一冊相廻置尤追委細之書付相認相廻置候旨及

揆搦罷帰候事、音物受納無之事

32

廿九日

一 九郎右衛門様より真鴨一羽被遣右御礼かた／＼御暇乞<sup>ニ</sup>兩度罷出候得共

御留主<sup>ニ而</sup>申上置罷帰候事、其外上村草野松村岡本寺嶋并

五郎右衛門様へ御暇乞之御揆搦<sup>ニ</sup>罷出候得共五郎右衛門様御不快、金右衛門様御多

<sup>ニ</sup>付御逢不被成<sup>ニ</sup>付小頭小山藤兵衛殿へ罷出及揆搦置候事

廿九日

一 杵村源左衛門様より庄左衛門様へ御伝言<sup>者</sup>一通之御揆搦之事

同日

一 岡本利右衛門様より庄左衛門様へ御伝言<sup>ニ而</sup>被仰聞候所此度私罷帰候間会不

申候間急便<sup>ニ</sup>跡より御送被成度之段被仰候事

同日

一 金左衛門様より佐源太様へ御伝言御躰之儀今少し出来不仕候間

是非近日之内出来仕候様御せり込可被成旨被仰候事

同日

一 利右衛門様より平之進様へ御伝言之趣御調もの之儀能々御世話候事

同日

一 所右衛門様より甚兵衛様へ御揆搦之事一通也

廿九日

一 市右衛門様より今朝被仰聞候通暮早々罷出候處近頃気毒

千万<sup>ニ</sup>候得共今夕殊之外御取込被成候間明朝飯後早々

罷出呉候様被仰候<sup>ニ</sup>付罷帰候事

33 (白紙)

34 (白紙)